

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 9 号

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例

(川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部改正)

第1条 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第31条第3号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同条第4号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第5号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

第40条第1号及び第2号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第3号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

第45条第1号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第99条中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

第128条第1号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

(川崎市身体障害者福祉会館条例の一部改正)

第2条 川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

(川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正)

第3条 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第2号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。